

送出事業主が講ずべき措置に関する指針案の概要

送出事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの。内容は以下のとおり。

- 1 建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たっての就業条件の確認
- 2 送出労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- 3 適切な苦情の処理
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 5 受入事業主との連絡体制の確立
- 6 送出労働者に対する就業条件の明示
- 7 労働者を新たに送出労働者とするに当たっての不利益取扱いの禁止
- 8 送出労働者の福祉の増進
- 9 関係法令の関係者への周知
- 10 個人情報保護
- 11 送出労働者を特定することを目的とする行為に対する協力の禁止等
- 12 職業紹介を行うことを予定した建設業務労働者の就業機会確保の禁止